

標 題：

日本籍船以外の船舶に対する
'81改正 SOLASに係わる航行
設備の取扱いに関する件

NK テクニカル インフォメーション

No. 17

昭和59年6月7日

各船主・造船所各位

本年9月1日より発効する '74 SOLAS / '78 PROTOCOL 条約の '81第1次改正では、各航行設備に関する搭載要件および性能要件を第V章12規則に定め、そのうち性能要件を定めた第12規則 (r) によると、各航行設備は船舶の建造着手日に関係なく、それらの設置日が'81改正の発効日の前か後かによって、適用される性能要件が異なるものがあり、9月1日以後設置される次の設備には、夫々、IMO の採択した性能基準が適用されることになります。このうち仕様上大きく要件が変わるのは、レーダ装置と磁気コンパス装置が該当します。

現在建造中あるいは、今後建造される当該船舶にこれらの装置を搭載する場合は、十分注意して下さい。尚、本年8月31日までに当該設備を船舶に設置した場合には、従来の規格による設備でも認められますので、この件について設置日の検認を必要とされる時は、設置完了の日あるいは、8月31日までの適当な日に最寄りの支部に申請を提出して戴き、当該装置が本年9月1日より前に設置されたことの確認を得ておいて戴くようお願い申し上げます。この確認の結果は、その後行われる本船のSE, SR検査時の '81改正, V章, 第12 (r) 規則の適合性の確認の資料となります。

なお、当該航行設備の“設置”についての解釈等は、主管庁により見解が異なっておりますので検査担当の支部にご相談ください。

次ぎに本年9月1日以降船舶に搭載するに際して型式承認を必要とする航行設備およびそれに適用される IMOの動作性能基準を示す決議 (Resolution) を記しておきますからご参考にしてください。

記

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 磁気コンパスの備え付けおよび性能基準 | 決議 A・382 (X) |
| (2) ジャイロコンパスの性能基準 | “ A・424 (XI) |
| (3) 航海用レーダの性能基準 | “ A・477 (XII) |

(4) 自動レーダ・プロットング装置 (ARPA) の性能基準	決議	A・422 (XI)
(5) 音響測深機の性能基準	"	A・224 (VII)
(6) 速力・距離指示計の性能基準	"	A・478 (XII)
(7) 無線方位測定機の性能基準	"	A・223 (VII)
(8) 旋回率指示計の性能基準	"	A・526 (XIII)

以 上

Void

(4) 自動レーダ・プロットング装置 (ARPA) の性能基準	決議	A・422	(XI)
(5) 音響測深機の性能基準	"	A・224	(VII)
(6) 速力・距離指示計の性能基準	"	A・478	(XII)
(7) 無線方位測定機の性能基準	"	A・223	(VII)
(8) 旋回率指示計の性能基準	"	A・526	(XIII)

以 上

Void